平成２３年（フ）第５５号
岩手県奥州市水沢区字虚空蔵小路５番地
債務者　菊谷　貴之
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１７０号
福島県いわき市泉町下川字宿ノ川85番地の８滝内コーポⅡ―101
債務者　渡辺　晴美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３４２号
群馬県高崎市片岡町３丁目21番17号　サマックスクレセント105号
債務者　木下　泰明
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３４３号
群馬県高崎市倉賀野町2697番地４
債務者　清塚　成弘
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３４４号
群馬県甘楽郡甘楽町大字国峰1414番地１
債務者　田村久美子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６２９号
埼玉県川越市大字砂36番地20　砂ハイツ203号室
債務者　平澤　幸広
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６７５号
埼玉県川越市氷川町32番地２　ダイアパレス川越第２―202号室
債務者　佐藤　幸弘
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６７７号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区35棟303号
債務者　鎖是　芳子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６８１号
埼玉県日高市大字鹿山61番地１　県営住宅１―205
債務者　菅野　明男
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９１号
新潟県五泉市船越35番地11、申立時の住所新潟市秋葉区草水町３丁目５番１号
債務者　本間　正治
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１７号
新潟市西区真砂３丁目６番７号３
債務者　屋仲　　勲
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１４号
岐阜県多治見市赤坂町３丁目48番地の２　メゾン・ギショウ101、従前の住所岐阜県多治見市幸町６丁目１番地の12
債務者　小川　　徹
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１３６号
岐阜県多治見市小路町18番地の２　藤久ビル３階２号
債務者　出口　久子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３７号
京都府京丹後市網野町網野73番地の58
債務者　橋　　直子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１３９号
新潟県新発田市下中山63番地
債務者　相馬　和弘
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１４５号
新潟県新発田市中谷内甲63番地４
債務者　増田　　悟
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第８８号
島根県大田市大田町大田ロ564番地14
債務者　髙橋　裕美（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
松江地方裁判所出雲支部